

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条および「高知市指定障がい福祉サービス事業者の指定並びに指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年高知市条例第13号）」第79条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 事業者

法人名	株式会社 四国ライフケア
本社所在地	高知県高知市長浜 1440-1
代表者指名	代表取締役 大上 達也
設立年月日	平成 15 年 12 月 12 日

2. 事業所の概要

事業所名	にじいろじかん針木
事業所所在地	高知県高知市針木東町 7-32
事業所連絡先	電話：088 - 840 - 0722
共生型サービス等の種類	共生型サービス 自立訓練（機能訓練）
指定年月日	令和 03 年 10 月 11 日
指定番号	3910152804 号
共生型サービス等を提供する地域	高知市、土佐市、いの町、日高村

3. 事業者が雇用する事業所の職員（以下「従業員」という。）と業務内容

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	初任者研修	1名	—	1名（介護職員と兼務）
生活相談員	介護福祉士	1名以上	—	1名以上（介護職員と兼務）
看護職員	看護師及び 准看護師	—	1名以上	1名以上 （介護職員と兼務）
機能訓練 指導員	作業療法士 看護師及び 准看護師	1名以上	—	1名以上（1名は看護職員と兼務、1名は専従）
介護職員	介護福祉士	1名以上	1名以上	1名以上（生活相談員と兼務）

職 種	業 務 内 容
管 理 者	従業員の管理、共生型サービス等の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
生 活 相 談 員	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する自立訓練（機能訓練）以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、自立訓練（機能訓練）の目標及びその達成時期、自立訓練（機能訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（機能訓練）計画の原案を作成する。(3)原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した自立訓練（機能訓練）計画を記載した書面を利用者に交付する。(4) 自立訓練（機能訓練）計画作成後、自立訓練（機能訓練）計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3ヶ月に一回以上、自立訓練（機能訓練）計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握する。(6) 利用者及びその家族の相談に応じるとともに、共生型サービス等の調整、関係機関との連絡調整を行う。共生型サービス等提供計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、適切な支援及び相談援助等の生活指導を行う。(7) 他の職員に対する指導及び助言を行う。</p>
看 護 職 員	利用希望者の健康管理及び心身状態の把握を行うとともに衛生管理等の業務を行う。
機 能 訓 練 指 導 員	日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練、助言を行う。

介 護 職 員	サービス計画に沿って日常生活を営むのに必要な介助、支援等を行う。
---------	----------------------------------

4. 営業日、営業時間、及び連絡先

営 業 日	月曜日～土曜日
営 業 時 間	8：30～17：30
休 業 日	日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）
連 絡 先	088 - 840 - 0722

5. 共生型サービス等の提供時間帯およびサービス利用定員

共生型サービス等提供時間	1 単位目：9 時～12 時 15 分 2 単位目：13 時 30 分～16 時 45 分
共生型サービス 自立訓練（機能訓練）	1 単位目：18 名／日 2 単位目：18 名／日

6. 共生型サービス等の内容

サービスの種類	サービスの内容
自立訓練（機能訓練）計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、自立訓練（機能訓練）の目標及びその達成時期、自立訓練（機能訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（機能訓練）計画を作成する。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、水分補給・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行う。
身体機能の維持・向上のための支援	自立訓練（機能訓練）計画に沿って、身体機能の維持向上や、日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練、助言を行う。
生活相談	利用者およびその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握して、適切な相談・助言・援助等を行う。
健康管理	利用者の投薬管理や疾病予防に努める。また、医療機関との連絡や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。
訪問支援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行う。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行う。

7. 利用料金

利用料金の目安は次表のとおりです。

利用料金	7210 円／1回
利用者負担額	721 円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

- ※ サービス提供に係る費用のうち、世帯の所得に応じた額をご負担ください。ただし、1割相当額の方が低い場合は、その額までのご負担となります。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

- ※ 訓練等給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、訓練等給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に訓練等給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

事業所のとっている体制または対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等 加算	(Ⅰ) 150 円 (Ⅱ) 100 円 (Ⅲ) 60 円	(Ⅰ) 15 円 (Ⅱ) 10 円 (Ⅲ) 6 円	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 生活支援員のうち、有資格者を一定割合以上配置している場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅲ) 生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
視覚・聴覚言語障害者 支援体制加算	410 円	41 円	意思疎通に関して専門性をもつ職員を一定数以上配置している場合、利用1日につき加算されます。
初 期 加 算	300 円	30 円	サービス利用の開始から30日間におい

			て、利用 1 日につき加算されます。
欠席時対応加算	940 円	94 円	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月 4 回まで加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
送迎加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 210 円 (Ⅱ) 100 円	(Ⅰ) 21 円 (Ⅱ) 10 円	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 98/1000	左記の 1 割	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして高知市長に届け出た事業者が利用者に対し、サービスの提供を行った場合に加算されます。

その他の費用について

内 容	料 金
食 費	飲物、おやつ代として 100 円/1 回 (税込み) を実費としてお支払い頂きます。 特別な調理を行った場合は、別途料金を頂きます。
創作的活動に係る材料費	利用者の希望によって行う訓練等サービスにおいて、材料費等の実費が必要なものにつきましては、実費を頂きます。
日常生活用品費	日常生活用品について、利用者に負担いただくことが適切である場合は必要とする費用を頂きます。(例：事業所の所有する紙パンツ・パットを提供した場合。)
キャンセル料 (利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求致しません)	1 日前までにご連絡の場合、キャンセル料は不要です。
	1 日前までにご連絡がない場合、 1 日当たりの利用費の実費相当額を請求致します。

	【受給者証を参照ください】
--	---------------

【 料金の支払方法 】

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので翌月の25日までに以下のいずれかの方法で支払って下さい。

- ① 利用者が指定する銀行口座よりの引き落とし
- ② 事業者指定口座への振り込み

高知銀行 針木支店 普通 0117129
株式会社 四国ライフケア

※振込手数料は、利用者の負担とします。

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて正当な理由が無いにもかかわらず支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いいただきます。

※上記①の口座振替（料金自動引き落とし）を選択する場合には、口座振替申込書の提出時期によって初回の引き落とし処理が間に合わず、料金の請求が翌月に繰り越しとなり、当月分と翌月分（2か月分）の利用料金を合算して引き落とし処理される場合がありますので予めご了承ください。

8. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 自立訓練（機能訓練）計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「自立訓練（機能訓練）計画」を作成します。作成した「自立訓練（機能訓練）計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 自立訓練（機能訓練）計画の変更等

「自立訓練（機能訓練）計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

【 サービスの中止・変更・追加 】

- ・利用予定日の前に利用者の都合により、共生型サービス等の利用を中止し、変更し、又は新たな共生型サービス等の利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。共生型サービス等の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ・利用予定日に、天候の急変（台風による警報発令等）、積雪等により利用の中止及び利用時間の変更等を行うこともありますのであらかじめご了承ください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - ① 利用予定日の前日又は、当日の午前8時30分までに申し出があった場合
：無料
 - ② 利用予定日の前日又は、当日の午前8時30分までに申し出がなかった場合
：当日の利用料の10%（自己負担相当額）

【 サービスの終了 】

利用者の都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の1週間前までに書面でお申し出下さい。

(その他)

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する不当な行為を行った場合、または事業者が破産した場合には、利用者は適宜の方法で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金のお支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず14日以内にお支払いがない場合、又は利用者やその家族などが事業者や事業者の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は書面で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます

9. 事業者の共生型サービス等提供の特徴等

【 事業者の目的及び運営方針 】

事業者は、利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の支援を行います。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービス

との綿密な連携を図り、総合的な共生型サービス等の提供に努めるものとします。

10. 緊急時の対応及び事故発生時の対応方法

共生型サービス等の提供中、利用者の容体に変化等があった場合は、事前に打ち合わせの上で、別紙「緊急時連絡先等」に記載した保険者、利用者の主治医、救急隊、利用者の親族、障害者総合支援法令に定める相談支援事業所等（以下同じ）へ連絡を致します。

利用者に対する共生型サービス等の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る相談支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故状況及び事故に際してとった処置については、記録を作成します。

11. 非常災害対策について

事業者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、当該計画に従業者に周知します。また、非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行います。

避難訓練 : 年2回

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当社利用者苦情担当

事業所	担当	電話
にじいろじかん針木	管理者	088-840-0722
受付時間 月～土曜日（年末年始：12/31から1/3を除く）		8：30～17：30

(2) その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称) 四国ライフケア コンプライアンス事務局	所在地 高知市長浜1440-1 電話番号 088-837-9330 ファックス番号 088-841-9330 受付時間 午前9時～午後5時
---	--

<p>【高知市】 障がい福祉課</p>	<p>所在地 高知市本町5丁目1-45 電話番号 088-823-9378 ファックス番号 088-823-9370 受付時間 月～金（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分</p>
<p>【県の窓口】 高知県高齢者・ 障がい者権利擁護センター</p>	<p>所在地 高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ4F 電話番号 088-850-7770 ファックス番号 088-844-3852 受付時間 月～金（年末年始・祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分</p>

【 苦情解決の手順 】

① 苦情の受付

事業者の苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付けます。苦情受付の際、次の事項を記録し、その内容について苦情申出人に確認します。（苦情の内容、苦情申出人の希望、立会いの要否など）

② 苦情の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を事業者の苦情解決責任者に報告します。

③ 解決に向けての話し合い

苦情解決責任者は、関係者（関係職員、相談支援専門員等）と十分検討のうえ、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。

④事業者は、利用者等による苦情の申し出により、共生型サービス等の提供について利用者に不利益を与えることはありません。

13. 心身の状況の把握

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14. 連絡調整に対する協力

事業者は、サービスの利用について市町村または相談支援事業者等との連絡調整にできる限り協力します。

15. 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

サービスの提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者および保健医療

サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16. サービス提供の記録

- ① サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数および利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けま
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。
(複写等に係る費用は実費を負担いただきます。)

17. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者
-------------	-----

- ・当事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当事業所は、成年後見制度の利用を支援します。
- ・当事業所は、苦情解決体制を整備しています。
- ・当事業所は、身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
- ・当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- ・当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者およびその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。○事業者および従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族の情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。○この情報を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
--------------------------	--

	<p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の情報を保持させるため、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、その情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

18. 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、あるいはその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

19. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人 高潮会 潮江高橋病院
医院長名	高橋 正子
所在地	高知県高知市土居町 9-18
電話番号	088-833-2700

診 療 科	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、眼科、リハビリテーション科
入 院 設 備	あり

20. 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	利用者が新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師、保健所が診断した場合、医師、保健所の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。また、新型コロナウイルス感染症等について、保健所の判断で利用者が濃厚接触者となった場合は、保健所等の陰性、安全確認が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。万一の紛失の際は事業者は責任を負えません。
喫 煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

21. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
4. 感染がまん延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得てテレビ電話装置等を活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。

22. 業務継続計画の策定等について

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

23. 当社が提供するサービスについての相談窓口

事業所	担当者	電 話
にじいろじかん針木	管理者	088 - 840 - 0722